

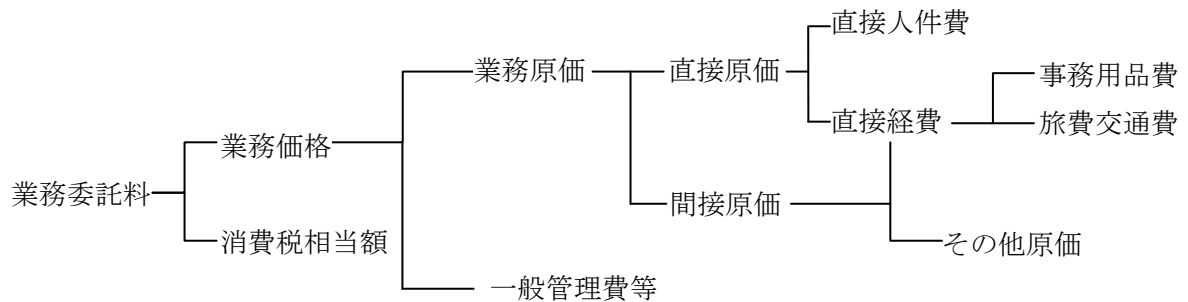
道路巡回業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、通常の道路巡回業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

① 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する道路巡回員の人件費とする。

ロ 直接経費

直接経費は業務処理に必要な経費のうち事務用品費及び旅費交通費とする。ただし、事務用品費及び旅費交通費以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 道路巡回業務に従事する道路巡回員の職階は、技術員を標準とする。

ロ 超過勤務は、現場において通常に行うものについては、道路巡回員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数等に変更のあった場合はこの限りではない。

超過勤務時間あたり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間あたり単価} = (\text{巡回員の基準日額}) \times 1 / 8 \times A \times B$$

※但し、A：125/100又は150/100：時間外又は深夜割増

B：基本給構成比

ハ 通常に行う夜間巡回の設計表示単位は回数で表示する。1回当たりの単価は実状に応じた時間に基づき算定する。なお、1回当たりの単価は設計変更の対象とはしない。

ニ 異常時巡回の計上はロに準じて算定し、設計変更の対象とする。なお、異常時巡回はその他原価の対象とはしない。

ホ 業務打ち合わせは、1業務当たり業務管理者を技師(B)として月1回(0.5人/月)の打ち合わせを計上する。

ヘ 業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

② 直接経費

イ 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

ロ 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

4. 車両管理

巡回に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。